

閣僚の「教育勅語」活用発言相次ぐ

戦前の教育の根本原理だった「教育勅語」を教育現場に持ちこもうとする安倍政権の暴走が加速しています。
(和田肇)

安倍政権は3月31日、教育勅語を「憲法や教育基本法等に反しないような形」で教材にすることは否定しないとの

教育は教育基本法の趣旨を踏まえ、学習指導要領に沿って学校現場の判断で行うべきだ。それ以上でもそれ以下でもない
(4日の記者会見)



菅官房長官

「戦争する国」への暴走

答弁書を閣議決定しました。

日本共産党の宮本徹議員が3日の衆院決算行政監視委員会で、「教育勅語に憲法に反しない部分はあるのか」とたずねると、松野博一文科相は「どの一文をもって憲法に反しているのか、反していないのかを決める解釈権を文科省は持っている」と責任逃

教育勅語のこの部分を使ってはいけなさと私が申し上げるべきではない
(4日の記者会見)



松野文科相

れ。一方で「教え方がポイント」だと述べ、現行でも教育勅語を教えた歴史があるという「歴史的事実の参考資料」として教科書に載っていると答えました。

勅語の精神は取り戻すべきだと今も考えている
(3月8日、参院予算委員会)



稲田防衛相

しかし、わざわざ閣議決定で「教育勅語」の教材活用に関する意図は何か。松野文科相は4日、道徳教育で「教

育勅語を使ってはいけなさと私が申し上げるべきではない」と、歴史教育以外での活用も否認し、教育基本法違反かどうかの判断は都道府県任せにしました。菅義偉官房長官は同日、活用の仕方は「現場の判断」だと述べました。この論理でいくと、森友学園の幼稚園で行われていたような教育勅語の暗唱さえ、

「現場の判断」で可能になるのかとの疑念が生じます。教育勅語の教材化については、2014年に下村博文文科相(当時)も「徳目的なものを教えることは問題ない」と答弁。一方で「教育勅語そのものを復活させるとか使う」ということは適切でない(同年4月25日、日本共産党の宮本岳志衆院議員への答弁)とも述べていました。

教育勅語 君主である明治天皇が臣民(国民)に守るべき徳目(道徳)を示した教え(1890年発布)。親孝行、夫婦仲良く、など12の徳目はすべて「天皇のために命をさしだせ」という結論につながっています。儀礼に際して学校長らが奉読し、軍国主義の精神的支柱となりました。戦後、国民主権の憲法が公布され、教育基本法が制定されるに伴い、衆院で排除、参院で失効確認が決議され、公式に否定されました。

稲田防衛相の教育勅語の「核の部分を取り戻すべきだ」発言(3月8日)や、今回の閣議決定は、過去の答弁より明らかに踏み込んでいます。教育勅語の徳目は「戦争が起きれば、天皇のために命をささげよ」の一点に集約されます。日本共産党の小池晃書記局長は「戦争する国」に向かつて暴走する安倍政権の危険な姿勢があらわれている。これを許さない世論をさらに広げていきたい(3日、記者会見)と述べました。